RITSUMEIKAN

RL Newsletter

立命館ロー・ニューズレター

Ritsumeikan University Law Newsletter

No. 89 September, 2020

CONTENTS

Ⅰ New Face

着任のご挨拶　菊地　諒　2

沖縄から京都へ　柳　至　3

Ⅱ Sabbatical

トロント大学での学外研究を振り返って　村上　剛　5

Ⅲ My Book

自著を語る『英国議会「自由な解散」神話』　小堀　眞裕　8

自著紹介『アンタゴニズムス：ポピュリズム〈以後〉の民主主義』（共和国、2020）　山本　圭　10

自著紹介『司法審査の理論と現実』　市川　正人　12

Die Beiträge zur Geschichte des japanischen Strafrechts（『日本刑法史研究』）の出版に寄せて　本田　稔　14

映画『コリーニ事件』が問いかけるもの　本田　稔　16

Ⅳ Departure

感謝を胸に　山本　和輝　18

長風破浪会有時　朱　省志　19

Ⅴ Study Group

研究会　21

Ⅵ Research Grant

科研費　21

New Face

New Face 新任紹介

着任のご挨拶

菊地　諒　*KIKUCHI Ryo*

この度、立命館大学法学部の一員として迎えていただきました菊地諒と申します。新型コロナウイルスの感染が拡大している状況で、教職員のみなさまと対面してお話しする機会がなかったところ、紙面にてご挨拶の場を頂戴しましたので、私の人となりについて少しでもお伝えさせていただければ幸いです。

まず、来歴からお話しさせていただきます。法学部は衣笠キャンパスに所在していますが、この衣笠の地との縁は、不思議なもので私が3歳の頃までさかのぼります。当時、私は北区にある自宅から、衣笠キャンパス正門の向かいにある幼稚園に通っていました。卒園と同時に左京区へと引っ越したのですが、衣笠キャンパスの南に位置する私立洛星中学・高等学校に入学し、再びこの地へ引き寄せられました（同校の校歌は「衣笠の松」というフレーズから始まります）。その後、京都大学に入学し、今年の3月に同大学院を修了して、4月より立命館大学に着任することとなりました。振り返ってみると、生まれてこのかた京都を出たことがなく、この街の独特の気風に愛着をもって生活してきたように思います。

このように、私は研究者としてまだまだ駆け出しの身でありますが、研究内容についても簡単に紹介させていただきます。私の専門は「法哲学」という学問で、現在の主な研究領域は19～20世紀の英米の法思想です。特に、法について人々が抱く観念が社会経済思想と切り離し難いものであることを前提として、歴史的・社会的な考察も踏まえて諸思想を関連の下に把握しつつ、英米における法思想がどのように生成したかについて研究しています。卓越した法哲学者であった天野和夫先生も指摘しておられるように、法思想の担い手は必ずしも（法学者を含む）法曹に限られないのであって、そのトータルな把握のためには、看過されがちな「民衆」を担い手とする法思想をも調査する必要があります（天野和夫『法哲学講義要綱』有斐閣、1981年）。これは非常に困難な作業であると、日々痛感しながら研究を進めております。

最後に、これから立命館大学での教育活動を担うにあたっての抱負を述べさせていただきます。天野先生は、一般教育の1つの柱として「学問の総合化」を掲げておられ、諸専門分科の間の関連性の追求と、専門分科からの視野の拡大によって、学問の専門化に対応

する総合化の視点を養うことを希求されていました（天野和夫「大学教育における人間形成―一般教育の意義―」一般教育研究第 10 号（1972 年）1-13 頁）。私の研究は、憚りながらこの方面に関して多少なり貢献しうるものかと思いますので、専門教育と一般教育を架橋しつつ、その成果を還元できればと存じます。ところで、すでにいくつかの授業を担当する中で、優秀な学生のみなさんとオンラインで交流させていただいていますが、私自身が学生の頃、気が向けば興味のある授業に出席していたような次第であったという体たらくと比較すると、文句も言わず毎回の授業に出席してくださる学生のみなさんには頭が下がります。彼らの真面目さに甘えて、授業の内容が陳腐で浅薄になってしまうような事態は、是非とも避けたいところです。私の授業に興味を持ってくださった学生のみなさんの能動的な学びを促すことを目標に、教育活動に邁進する所存です。今後とも、何卒ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

（きくち　りょう・法哲学）

New Face

新任紹介

沖縄から京都へ

柳　至　*YANAGI Itaru*

本年 4 月に行政学・地方自治論担当教員として赴任しました柳至と申します。前任校は沖縄県にある琉球大学で、こちらでも行政学と地方自治論を 7 年間半担当しておりました。沖縄と比べると 4 月の京都は肌寒くて震えておりましたが、5 月に入ると暖かくなり安堵しました。ただ、本稿を執筆している 6 月になるとだいぶ暑くなってきており、このまま気温が上昇していくことに一抹の不安も覚えております。沖縄の夏は暑いという印象をお持ちの方もいるかもしれませんが、海に囲まれていることもあり最高気温はそこまで高くありません（日差しは痛いぐらいですが）。数年前に京都市内の大学に異動した琉大時代の元同僚は、京都の夏は堪えられない猛暑になると言っていたので、本稿の掲載号が出版される頃にどうなっているのか少々心配ではあります。

私の研究上の問題関心は、日本において人口減少や財政難が進む中で、どのようにした

ら市民が公共サービスを持続的に受けることができるか、また市民の意思が政府に応答されるのかという点です。現在は、こうした問題関心のもとに、政府が提供する公共サービスの存廃がどのようにして社会において合意されるのかという点や、政府の職員のモチベーションや労働環境はどうなっているのかという点、NPO や自治会、社会団体等の市民社会組織による公共サービス提供と政策提言の関係、市民や市民社会組織の政策選好が政策形成過程においてどのように反映されており、現代日本においてどのような政治的不平等が存在するのかといった諸点に焦点を当てた研究を進めています。これまでの研究における主著としては、日本の地方自治体における政策廃止の実態を明らかにすることを試みた、柳至『不利益分配の政治学：地方自治体における政策廃止』（有斐閣、2018 年）があります。

教育面に関しては、まだ学生に対面で会っていないこともあり、手探りの状況です。ただ、ゼミ生とのやり取りや講義における課題の提出状況などをみると、政治学や行政学に関心を持っている学生も一定程度存在している印象を持っています。オンラインのゼミにおいても活発に議論が展開されていて、頼もしい限りです。これは偶然かもしれませんが、ゼミ生が全国各地から集まっていて、関西出身者が少数派であることには驚きました。多様な背景を持つ学生にこれから実際に対面で会うことを楽しみにしています。

いまは趣味といえるような本格的な趣味はないものの、学生時代は硬式テニスをやっていました。大学 2 年までは比較的熱心に活動したのですが、その割には上達しませんでした。その他には、ジャンルを問わず本を読んでいます。沖縄にいた頃には運動不足解消のためにジムに通い、エアロバイクに乗りながら読書をするのがささやかな楽しみでした。立命館大学には立派なトレーニングルームがあるということで楽しみにしていましたが、新型コロナウィルスの影響で利用できないのが残念です。

生まれは山口県で、長らく千葉県に住んでいました。これまで北海道や沖縄など各地を転々としてきましたが、関西に住んだことはありません。新型コロナウィルスの影響が収まったら、色々と見て回りたいと考えておりますので、お勧めの場所などありましたらご教示いただけると幸いです。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

（やなぎ　いたる・行政学、地方自治論）

Sabbatical

外留報告

トロント大学での学外研究を振り返って

村上　剛　*MURAKAMI Go*

昨年度３月下旬、私はトロント大学での１年間の学外研究を終えて日本に帰国した。世界が新型肺炎の流行で揺れる中、当初の予定どおりの日程で帰国できたのは運が良かったとしか言いようが無い。研究に専念できる機会を快くお許しいただいた法学部の先生方、特に政治部門の先生方には深く感謝する。また、トロント大学での研究を受け入れてくださった、同大学の Erin Tolley 教授にもこの場を借りて御礼申し上げたい。

トロント市内にある Nathan Phillips square

トロントでの生活と研究活動

トロント大学は、大都市トロントの真ん中にそのキャンパスがある。私は車の免許すら持っていないため、大学にアクセスしやすく普段の買い物にも困らない、都心のコンドミニアム（日本で言う「タワマン」）の１室を借りることにした。場所が場所だけに、なかなかの賃料を支払うことになったのだが、同じコンドミニアムにトロント大学の学部生が少なからず下宿していることを知り衝撃を覚えた。建物は掃除が行き届いており、そこで働くスタッフも良い人たちばかりで、火災報知器とエレベーターの問題を除けばとても快適な生活を過ごすことができた。前者は、夜中に突然けたたましい警報音とスタッフによるアナウンスが建物中に響き渡る問題である。このイベントはほぼ毎月発生したのだが、警報はすべて誤報で、その原因のほとんどは警報装置の不具合によるものだと言うのだから参ってしまう。後者の問題は、５つあるエレベーターのうち常に２つか３つしか稼働しなかったことである（残りは様々な原因により常に故障中であった）。その使えるエレベーターでさえ、たまに２階で止まったまましばらく動かなくなったり、ボタンを押した階を無視して最上階（42 階）に連れていってくれたりする気分屋だった。帰国する２か月くらい前にようやく５つのエレベーター全てが使えるようになったときは、謎の感動を覚えたものである。そして京都に帰ってきて間もなくの頃、自宅の建物のエレベーターに「故障中」の貼り紙がないという「当たり前」に妙な安心感を持つようになってしまった。

そんな家を出て西にしばらく歩くと、オンタリオ州議会議事堂のあるクイーンズ・パークが見えてくる。公園を横切ればトロント大学のキャンパスに入り、そこから更に西へもう少し進むと、政治科学部のある社会科学棟やロバーツ図書館に辿り着く。家のエレベー

研究チーム

Besco 教授と

ターの調子さえ良ければ、自宅からここまでは約 20 分で歩いてくることができる。ここで開催されたセミナーや研究会にもできるだけ参加したが、一番有意義だったのは、大学院生時代に級友だった John McAndrews 氏（当時、トロント大学でポスドク）と定期的に会ってお互いの研究について議論できたこと、そして同じく旧友の Nicholas Fraser 氏（当時、博士候補生）と共同研究を進められたことである。彼らとの時間は私にとって今回の特別の思い出であり、トロント大学での研究を実りあるものにしてくれた二人には本当に感謝している。

ミシサガでの研究活動

ところで、トロント大学には私がよく通ったセント・ジョージキャンパスの他に 2 つのキャンパスがある。このうちミシサガキャンパスは、トロント市街地から電車とバスを乗り継いで 1 時間半くらいかかるところにある自然豊かなキャンパスである。実は、私の所属はこのミシサガ校だったのだが、自宅からは遠いため、月に 1 ～ 2 回しか通わなかった。

学外期間中に着手した研究テーマのうち特に力を入れたのは、候補者の民族背景が投票行動に及ぼす効果について検討するプロジェクトである。この研究は、2019 年 10 月に行われたカナダ連邦総選挙を見据えてカナダに来る前から計画を立て、ミシサガ校で教鞭を取る Randy Besco 教授と共に進めた。各候補者がどういう民族背景を持ち、いわゆる「マイノリティ候補者」は何人いて、どの政党から出馬しているのか、といった基本的なデータがそもそも存在していないため、候補者のブログやフェイスブック、ツイッターなどから関連する情報を可能な限り多く集め、どのような民族背景を持つ候補者と言えるのかを 1 人 1 人判定・分類することからこの研究は始まる。2019 年の総選挙に出馬した候補者は約 2,000 人いたので、全員の民族背景の判別には膨大な時間と作業量が必要に

なった。

実のところ私は、この作業を一人ですることを早々に諦めていた。というのも、博士論文を執筆した際、過去の総選挙に出馬した候補者の民族背景を判定･分類しようと試みて、結局終わらなかったという苦い経験を味わっていたからである。そこで今回は、Besco 教授のリサーチ・アシスタントを務める学部生 3 人にこの作業をお願いすることにし、私は入手した情報を整備したり、候補者の情報と選挙区の情報を繋げたり、世論調査データと統合したりして、全ての情報を 1 つのデータセットにまとめる作業（これ自体も膨大な作業量）に徹した。この分業体制とチームワークはうまくいき、私が帰国する直前までには 2004 年から 15 年までの 5 回分の選挙データセットを作成し、もちろん 2019 年の候補者データも（彼らが）完成させた。全体を統括してくださった Besco 教授と、手分けをして効率よく各候補者の情報を収集・分類してくれた Amanda Mckinley、Asya Twahir、Joel Mcleod の各氏に改めて御礼を言いたい。

おわりに

現在の社会状況から振り返ると、感染が拡大する前の世界で学外研究ができたことは何と幸せなことだったかと思う。次にカナダに行くことができるのはいつになるかまだ分からないが、今回お世話になった先生方や友人と再び会うときは、また楽しく議論ができるよう、日頃から少しずつでも研究を進めていきたい。

（むらかみ　ごう・政治学）

トロント大学ミシサガキャンパス

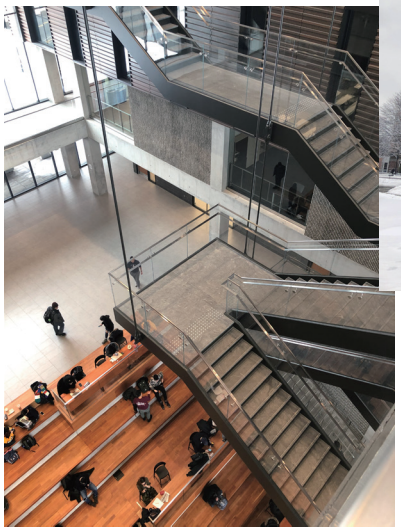

Maanjiwe nendamowinan ビル内

My Book

自著紹介

自著を語る『英国議会「自由な解散」神話』

小堀　眞裕　*KOBORI Masahiro*

昨年 10 月に、拙著『英国議会「自由な解散」神話―解釈主義政治学からの一元型議院内閣制論批判―』が出版されてから、半年以上が経過し、筆者が批判的に論じた研究者の皆さんからお返事をいただき誠に感謝に堪えない。私信であるので、この場において内容などを明らかにすることはできないが、ご指摘を通じて今後も深く探求し、求められた論点に対して応えていきたい。

それから、まだ一年が経過していない中、いくつかの書評をいただけることとなった。一つは、『図書新聞』2020 年 5 月 2 日におけるもので、松園伸先生（早稲田大学）による書評「ウエストミンスター・モデルの中心をなす要素をユニークな立場から批判的に考察――日本国憲法のもとでの、解散権の問題に重要な一石を投じる」を賜ることができた。

松園先生は「君主は解散権の行使について『蚊帳の外』に置かれた存在ではない。『君主は君臨すれども統治せず』という我々にとってももはや常識となったイギリス議会制民主主義の基礎は、よほど慎重に論じられなければならないと考える視方に評者も同意するものである」と、好意的に書評いただいた。

もう一つは、雑誌『表現者クライテリオン』2020 年 3 月号の中で、酒井佑陶先生から「解釈主義の可能性」というタイトルで、ご書評いただいた。酒井先生によれば、「解釈主義の哲学的見地は、実証主義や自然主義という思考様式から我々を開放し、社会科学の新たな地方を開く可能性を秘めていると言えよう」と、これも好意的に評価していただいた。

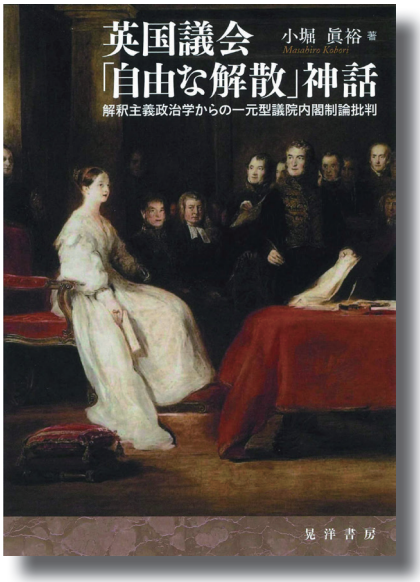

『英国議会「自由な解散」神話』
小堀眞裕著　晃洋書房
2019 年 10 月　￥2, 800 ＋税

しかしながら、拙著は、筆者も重々承知の上の、戦後日本憲法学の議院内閣制に関する伝統的理解に対する批判の書である。議院内閣制という考え方は、世界各国でも共有されているという前提自体が、きわめて日本的ビリーフである。それに対する批判が、本書の一つのコンセプトであり、是非、そういう点では、日本の憲法学者からの批判がいただけると幸いであると考えている。

また、その伝統的ビリーフの批判に当たっては、エビデンスに基づき、なるべく率直な批判を心掛けた。本書を書く前に、実にたく

さんの日本の伝統的大家に対する論評の仕方を見てきたことから、そこに一種の作法があることは十分理解しえた。それだけに、筆者だけは、それを真似てはいけないという思いもあった。

なぜならば、そうした批判方法は、そもそも日本国憲法の（筆者から見た）精神に合致しないと考えたからであった。日本国憲法では、13 条において「すべて国民は、個人として尊重される」と書かれ、24 条 2 では、法は「個人の尊厳」を守らなければならないと書かれている一方、14 条 3 では「栄誉」は特権を伴ってはならないと、一種の釘が刺されている。ちなみに、現代思想家として有名なチャールズ・テイラーは、尊厳 dignity と比べての栄誉 honor の特権性を看破している。伝統的大家の論を批評するときと、他の論を批評するときで、二重の作法で対しなければならないというのは、筆者の価値観からみて、どうしても受け入れがたかった。むしろ、そうした態度の共有なしに、学問的問題に正直に向き合うことが、筆者からすれば、誠実な態度であった。

拙著で指摘した点は、議院内閣制に関しては、それが英国由来であるということを、日仏の学者たちはそろって述べるが、その両国の学者たちとも、英国憲法を正面から見て parliamentary government や responsible government を研究した形跡がなかった点である。このことは、未だに不思議であるが、二つの要因が考えられる。一つは、憲法大家も後継の研究者たちも真面目にフランス大家の研究を信じて疑わなかったためである。もう一つは、英国の議院内閣制を論じながらも、英国文献を検討していないという正攻法の欠如に気づいた研究者たちもいたかもしれないが、大家への批判に慎重になりすぎて、数十年が経過した可能性である。いずれのケースであったとしても、やはり、学問的には深刻であると言わざるを得ない。

この問題以外にも、英国憲法のこの数十年の展開には、日本において注目すべき点が多くある。近年話題となった二つのミラー事件判決もそうだろう。議会立法なしで政府が英国 EU 離脱宣言できるか否かが問われた問題と、政治的意図で長期の議会閉会が認められるか否かが問われた問題である。この二つで政府は敗訴した。筆者が注目しているのは、筆者の専門からは外れるが、この二つの問題での「訴えの利益」の問題である。原告ジーナ・ミラーは企業家であったが、英国 EU 離脱の彼女の企業への影響は将来の推測の域を出ず、議会閉会問題に彼女の利益を見出すことは難しい。日本でこのような訴訟があるとしても、到底「訴えの利益」が認められないであろう。しかし、英国憲法の一般的な教科書では、「憲法問題に対する誠実な関心を持つ」一市民というだけの原告の訴えの利益が認められるケースもあることが、長年書かれている（例えば、Turpin & Tomkins, *British Government and the Constitution: The Seventh Edition*, 711）。憲法訴訟に関しては、日本では芦部信喜が紹介した米国のブランダイス・ルールが有名であるが、ここでも、伝統的大家の論を英国憲法の業績で批判的に見ていくことができる。訴えの利益を狭くみることによって憲法訴訟の可能性を限定してきた日本においては、これらの英国の経験は、格別に有益なのではないだろうか。

（こぼり　まさひろ・政治学）

My Book

自著紹介

自著紹介『アンタゴニズムス： ポピュリズム〈以後〉の民主主義』（共和国、2020）

山本　圭　*YAMAMOTO Kei*

二〇二〇年の二月に『アンタゴニズムス：ポピュリズム〈以後〉の民主主義』（共和国）を刊行しました。これは、おおよそ二〇一七年から二〇一九年にかけて、各媒体で執筆してきたものに加筆・修正し一冊にまとめたもので、目次は以下のとおりです。

はじめに ── アンタゴニズムの時代
第一章　マルクスを別の仕方で相続すること ── ポスト・マルクス主義とは何か
第二章　政治と精神分析の未来
第三章　嫉妬・正義・民主主義
第四章　来たるべき公共性 ── アレントの身体とゾーエーの複数性
第五章　とりあえず連帯すること ── ジュディス・バトラーの民主主義論について
第六章　ポスト・ネイションの紐帯のために
第七章　左派ポピュリズムのあとで
第八章　アゴニズム再考 ── ポスト基礎づけ主義と民主主義
あとがき

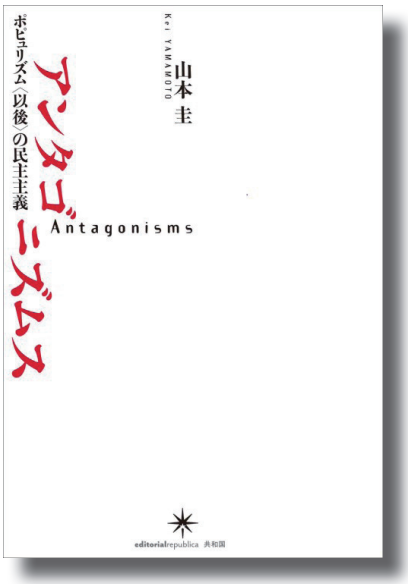

『アンタゴニズムス
ポピュリズム〈以後〉の民主主義』
山本圭著　共和国
2020 年 2 月　￥2, 700 ＋税

本書は、私にとって二冊目の単著となります。前著『不審者のデモクラシー ── ラクラウの政治思想』（岩波書店、二〇一六年）では、エルネスト・ラクラウの思想に寄り添いつつ、「不審者」という妖しげな政治的主体による民主主義論を構想しました。本書は、精神分析や左派ポピュリズム論など、そこで十分に扱うことができなかった多くの論点についてフォローしており、その意味で本書は、前著の続き物という性格をもちます。

タイトルにある「アンタゴニズム」とは「敵対性」を意味しています。敵対とは穏やかではないですが、政治や民主主義において敵対すること、対立することはとても基本的なことであるはずです。しかし近年、敵対することはあまり評判が良くない。活発な対立や批判はあまり歓迎されない雰囲気が私たちの社会にはあります。野党による国会追及にせよ、路上での抗議運動にせよ、批判し対立するこ

とは、ネット上に溢れかえる罵詈や雑言と大差ないものとして処理されるか、あるいは「空気が読めない」ことと同義とされます。選挙で「批判なき政治」を高らかに唱えた政治家もいれば、批判することを疑う態度が大学の広告になる始末です。芸術は公共にとって不愉快なものであれば、公的な助成から除外されてもかまわない…。共感にせよ、寛容にせよ、包摂にせよ、無条件の肯定がよしとされる、そのような知的かつ政治的環境を私たちは生きています。

しかし抑圧され、迂回された不満は消え去るわけではありません。それらはときに思わぬ仕方で回帰するものです。たとえば、代議制民主主義への深刻な異議申し立てとして現れたポピュリズムはその最たるもののひとつと言えます。右であれ左であれ、ポピュリストの言説が一定の影響力を持ってしまうのは、人々の不満の受け皿がないことを示しています。

本書では、とりわけ「左派ポピュリズム」について批判的に議論しています。左派ポピュリズムの主張とはおおよそ以下のようなものです。すなわち、このかん欧州連合や各国政府が進めてきた新自由主義的な緊縮政策によって、新しい少数者支配（オリガーキー）が生じている。この局面において左派は、ポピュリズム戦略に訴えることで、既得権益層（エスタブリッシュメント）に対抗する勢力をまとめあげ、自由民主主義を回復しなければならない、と。この動向は確かに検討に値するものであり、具体的にはギリシャのシリザ、スペインのポデモス、イギリスのコービン、アメリカのサンダースなどが注目を集めました。

しかし、これらの勢力がいまではかつてのような影響力を失ってしまっているように、左派ポピュリズム戦略にはそれ固有の限界があります。詳しくはぜひ本書をみていただくとして、本書では左派ポピュリズムに終わらないラディカル・デモクラシーの可能性として「アゴニズム（闘技）の民主主義論」を再評価しました。アゴニズムの民主主義論は、敵対的なモメントを保持しつつ、同時に持続的な政治をも可能にするものです。アゴニズムを通じて、私たちは敵対や対立を喚起しつつ、なんとかそれらと折り合いをつけることができるのではないか、これが本書の大きな問いかけのひとつです。

さて、こんかいのコロナ禍は、行政や労働のあり方から、家庭や貧困の問題など、私たちが見ないようにやり過ごしてきた様々な矛盾や対立を浮き彫りにしています。私たちは、社会のいたるところで、いたるところから、これまで自明視されていた“当たり前”に異議を申し立てるアンタゴニズム（ス）を目撃しているのです。こうした不都合なものに目を背け続けることはできません。むしろこうした問題を民主主義の課題として正面から捉え直す必要があると思います。そのさい本書での考察が一助になれば幸いです。

（やまもと　けい・政治学）

My Book

自著紹介

自著紹介『司法審査の理論と現実』

市川　正人　*ICHIKAWA Masato*

本年３月に立命館大学法学会より補助を得て、立命館大学法学叢書第 21 号として『司法審査の理論と現実』を日本評論社より刊行した。日本国憲法の下での違憲審査制は、司法裁判所型の違憲審査制として運用され、展開してきた。しかし、わが国の裁判所、とりわけ「憲法の番人」とも呼ばれる最高裁判所による違憲審査権の行使は、全体として見れば非常に消極的なものであった。本書は、そうしたわが国の違憲審査制の実状を分析しつつ、違憲審査制活性化のための改革案や、理論・技術の提示を行おうとするものである。

本書は５つの編からなる。「第１編　日本における違憲審査制の軌跡」は、最高裁憲法判例の歴史的展開を追い、違憲審査権行使の消極性、ある程度の積極性をもたらした背景をも視野に入れて分析している。さらに、一定の積極化傾向が見られる 2000 年以降の最高裁憲法判例を素材に、最高裁裁判官の出身・経歴が憲法に関する判決動向にどのように関係しているのかを検討した。

「第２編　司法審査と民主主義」は、「司法審査と民主主義との緊張関係ないし矛盾」という問題（「司法審査と民主主義」問題）が真剣な対応をすべき問題であることを明らかにした上で、この問題へのあるべき対応策は、司法審査を行う司法裁判所の裁判所らしさの維持とのバランスをとりつつ、憲法保障機能を果たすという方向のものであることを論じている。

「第３編　違憲審査制の活性化」は、日本国憲法下での違憲審査制の運用をきわめて消極的なものとした諸要因に分析を加えた上で、違憲審査制の活性化策について検討を加えている。そこでは、司法裁判所型違憲審査制の長所（①具体的事件に即したきめ細かな憲法判断、②下級裁判所による違憲審査権の行使、③訴訟当事者としての市民の参加）を活かす形での活性化策が重要であることが示されている。さらに、司法裁判所型の違憲審査制にとって下級裁判所と最高裁判所との対話が円滑に機能していることが重要であるという見地から、下級審の役割、対応の仕方を論じている。

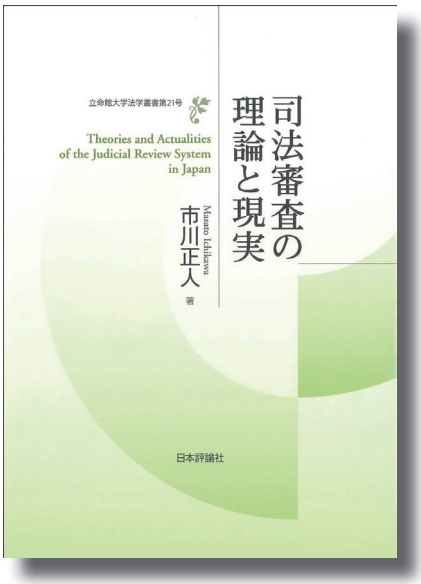

立命館大学法学叢書第 21 号
『司法審査の理論と現実』
市川正人著　日本評論社
2020 年 3 月　￥6,000 ＋税

「第４編　違憲審査と違憲判断の方法」では、違憲審査の方法（文面審査と適用審査）、違憲判断の方法（法令違憲と適用違憲）、憲法訴訟の当事者適格（第三者の憲法上の権利の主張）について詳細な検討が加えられている。

「第５編　合憲性判断の方法」は、三段階審査・比例原則、最高裁判所の比較衡量論、「厳格な合理性の基準」を対象としている。そこでは、最高裁判所が採用する比較衡量論について検討を加え、その意義と問題点を指摘して、より安定的に人権保障に資する合憲性判断の枠組みとして違憲審査基準が望ましいことが論じられている。

こうした本書の問題意識は、『司法審査の理論と現実』という書名に現れている。第一に、本書が、司法裁判所型の違憲審査制について、第一義的に、「付随的違憲審査制」ではなく、「司法審査」（judicial review）という言葉を用いているのは、本書を貫く視点が、裁判所らしさを活かす形で違憲審査制の活性化を図ることが望ましい、というものであるからである。第二に、本書が司法審査の「現実」をも対象としているのは、司法審査の理論が日本の違憲審査制・裁判所の実相、実態の分析を踏まえて展開されねばならないと考えるからである。

裁判所による違憲審査権行使は、ほかならぬ日本の政治・社会状況の中で生じた紛争に対応して、そして日本の政治・社会状況の中でそれに拘束、影響されている裁判所・裁判官が行うものである。それゆえ、理論としてそれ自体優れたものであれば裁判所・裁判官を動かすことができ、違憲審査制の活性化、違憲審査権行使による憲法保障・人権保障の充実が図られる、というものではない。まず本書の第１編において、先に紹介したようにわが国の違憲審査制の歴史・現実を検討しているのは、こうした理解に基づくものである。

私は、2010 年度以降、立命館大学法学部・法科大学院に所属する教員を中心とする最高裁判所、司法についての共同研究の研究代表を務めてきた。そして、2015 年には、科学研究費補助金（基盤研究（B））「現代日本における最高裁の役割と制度的・人的構成に関する実証的研究」による共同研究の成果である『日本の最高裁判所　判決と人・制度の考察』（日本評論社）が、本書とほぼ同時に科学研究費補助金（基盤研究（B））「現代民主主義の構築における司法の役割と国民的基盤－司法行動・制度改革の実証的研究」による共同研究の成果である『現代日本の司法　「司法制度改革」以降の人と制度』（日本評論社）が刊行されている（いずれも市川正人、大久保史郎、斎藤浩、渡辺千原編）。この共同研究に関わったことが、上記の第２の問題意識に基づく違憲審査制の研究を進めるにあたり、大きく寄与した。この共同研究に研究分担者、研究協力者として携わっていただいた皆様、特に事務局長的な役割を務めていただいた渡辺千原教授に感謝申し上げたい。

今後は、前記の本書の２つの問題意識に基づく違憲審査制の研究、とりわけわが国の憲法判例の蓄積を踏まえた合憲性判断の基準の構築・提唱を進めていきたい。

（いちかわ　まさと・憲法）

My Book

自著紹介

Die Beiträge zur Geschichte des japanischen Strafrechts（『日本刑法史研究』）の出版に寄せて

本田　稔　*HONDA Minoru*

この度、ドイツ・ハーゲン通信大学現代法史研究所叢書第１部（総論研究）第 25 巻として『日本刑法史研究』を出版することができました（Minoru Honda, Die Beiträge zur Geschichte des japanischen Strafrechts, Juristische Zeitgeschichte Hrsg. von Prof. Dr. Dr. Dr. h.c. Thomas Vormbaum (FernUniversität in Hagen, Insititut für Juristische Zeitgeschichte, Abteilung 1: Allgemeine Reihe, Hrsg. von Prof. Dr. Dr. Dr. h.c. Thomas Vormbaum, Band 25, Redaktion: Simone Walkowiak, 2020)。

本書は、戦前の日本刑法理論史に関する私の研究をまとめたものです。それをドイツ語によって公表できたことを非常に嬉しく思います。ドイツの刑法研究者が本書を読み、多くの批判と疑問が出されることを心から期待しています。

本書に収められた論文は、元々は日本語で書いたものです。私がそれをドイツ語で書き直した原稿をドイツ語に翻訳したのは、ソフィア・ミュラーさんです。ミュラーさんは、フランクフルト大学で日本学を専攻する研究者で、日本留学の経験もあり、非常に日本語が堪能な方です。私が 2012 年度にフランクフルト大学で在外研究をしているときに、日本学研究所のスタッフの方からタンデムパートナーとして紹介していただき、ドイツ語会話の学習の機会をいただきました。このフランクフルトの日本学研究者の協力がなければ、私の刑法史研究がドイツで公表されることはなかったでしょう。ソフィア・ミュラーさんに深く感謝します。

"Die Beiträge zur Geschichte des japanischen Strafrechts"
本田稔著　De Gruyter
2020 年 3 月

戦前の日本刑法史を研究する方法には、様々なものがあります。その方法の指針を探し続けてきました。私が強く惹かれたのは、ヴォルフガング・ナウケ教授のナチ刑法研究とトーマス・フォルンバウム教授のドイツ近代刑法史研究でした。ナウケ教授のナチ刑法研究の方法は、「連続性のテーゼ」ともいえるものです。ナチがドイツを支配した 12 年間の刑事立法・判例・学説を「法治国家刑法理論からの逸脱・倒錯現象」として通史から

切り離して捉えるのではなく、「近代刑法・刑事政策の適用事例」として通史に一コマとして位置づけ、先行するワイマール期や後続の占領期、西ドイツ成立後の刑事立法や刑法学説との相互関連性を検証する点に特長があります。フォルンバウム教授のドイツ近代刑法史研究は、19 世紀以降の刑事立法、刑法判例、刑法学説を、国内外の政治的・経済的な諸要因によって受けたインパクトとともに叙述する点において非常に興味があります。その集大成である『ドイツ近代刑法史入門』は名著であり、また『ドイツ近代刑法思想家』は、様々な時代に活躍した刑法家の思考を集約した素晴らしい資料集です。

私は彼らの研究に学びながら、日本刑法史研究の固有の方法を模索してきました。そして、自分で考えた結果をまとめたものが本書です。19 世紀後半から 20 世紀初頭にかけてドイツの刑法学界は、自然主義・実証主義の時代から、新カント主義を経て、新ヘーゲル主義へと方法論的軸足を移しながら、敗戦を迎えます。カール・ビンディングの法実証主義刑法学、フランツ・フォン・リストの刑事政策的刑法学、マックス・エルンスト・マイヤーやエドムント・メツガーの構成要件論を基礎に据えた犯罪論、ハンス・ヴェルツェルの刑法イデオロギー批判などには各々の時代の思想的特徴が反映しています。私はそれらの特徴を個別的に研究すると同時に、相互に関連づけながら内的連関を明らかにする必要があると考えています。そのような理論的な変遷過程を同時代の日本において辿ったのが小野清一郎でした。彼は 1920 年代の初頭に M・E・マイヤーに師事して新カント主義の法学方法論と構成要件論を学び、客観主義的な犯罪論を体系化しましたが、1930 年代の半ばに新ヘーゲル主義に影響を受け、ヴェルツェルの教授資格請求論文を紹介した論文の結語の中で新カント主義の立場に立ってきたことを自己批判し、それを契機に日本法理運動へと転進しました。私は、日本法理運動には新カント主義と新ヘーゲル主義、そして皇国史観の 3 つの源泉があると考えていますが、それを本書で指摘できたことは大きな成果でした。そのような研究に対する責任は全て私にあります。しかし、それでも私は 2 人の教授に対して感謝せずにはいられません。

本書を出版するにあたり、ハーゲン通信大学現代法史研究所から多大な援助を受けることができました。フォルンバウム教授は現在でも同研究所の所長を務めておられます。2019 年 2 月にミュンスターにある教授の自宅を訪問し、市街を散策し、休憩のために入った美術館のカフェで、私が出版の相談を申し出たところ、それを快く受け入れていただきました。本書が、ハーゲン通信大学現代法史研究所の叢書の一部として公表されたことは、私の最大の名誉です。あらためてナウケ教授とフォルンバウム教授に感謝を申し上げます。

（ほんだ　みのる・刑法）

ハーゲン通信大学

My Book

自著紹介

映画『コリーニ事件』が問いかけるもの

本田　稔　*HONDA Minoru*

フェルディナント・フォン・シーラッハ原作、マルコ・クロイツパイントナー監督の映画『コリーニ事件』が2020年6月に日本で公開されるにあたり、配給会社の松竹株式会社から劇場用プログラムの作成を依頼され、『コリーニ事件』の歴史的背景とストーリーの展開のカギを握る「ドレーアー法」に関する解説文を書きました。

映画は、ある殺人事件から始まります。イタリア人男性のコリーニが逮捕され、若手弁護士のライネンがその弁護を引き受けます。ライネンはコリーニに犯行の動機を聞こうとしますが、何も話そうとしません。被害者は至近距離から数発の銃弾を受け、頭部を烈しく踏みつけられ、頭蓋骨が陥没するほどの被害を受けています。検察官が下劣な動機に基づく殺害であったと判断すれば、謀殺罪での起訴は避けられません。しかも、コリーニが殺害したのがライネンの恩人のハンス・マイヤーであり、被害者遺族側の公訴参加代理人は学生時代の恩師のリヒャルト・マッティンガー弁護士でした。ライネンは、恩人を失った悲しみと刑事弁護士としての責務の間で葛藤します。

しかし、公判廷に証拠として一挺の拳銃が提出されたのをきっかけに、事態は急変し、真相が浮き彫りになります。それはワルサーP 38と呼ばれるカール・ワルサー社が1938年に製造した軍用自動小銃でした。ライネンは、子どもの頃、マイヤーの書斎に無断で入って遊んでいたとき、書棚の引出に同じものを見たことがありました。ライネンは、コリーニの出生地であるイタリアのモンテカティーニを訪ね、コリーニが謀殺罪でドイツの裁判にかけられていること、その被害者がハンス・マイヤーであることなどを住民に話す中で、1944年6月のモンテカティーニ事件を知らされます。その衝撃は、コリーニ事件をドイツの過去の歴史へと引き戻します。

第二次世界大戦の枢軸国のイタリアが1943年に降伏した後、連合国とドイツの戦闘はイタリアを舞台に新たな様相を呈します。連合国は南部からイタリアに上陸し、ドイツは北部から南下しながら、イタリアを制圧し始めます。その主戦場となったのが、コリーニの故郷のモンテカティーニでした。ナ

映画『コリーニ事件』の劇場用プログラム
（本田稔撮影）

チスの親衛隊は村人の中に反ファシズム・パルティザン活動家を匿っている者がいることを嗅ぎつけ、見せしめとして20数名の村人を虐殺します。その中にコリーニの父親がいました。コリーニの目の前で父親を虐殺したのは、他でもないハンス・マイヤー親衛隊将校だったのです。これによってコリーニがマイヤーを殺害した動機が明らかになりました。裁判所に提出された拳銃がワルサーP38であったこと、マイヤーの書斎で見たのがそれと同じ型の小銃であったこと、コリーニの父親が1944年にわが子の目の前で親衛隊に虐殺されたこと、それを指揮したのがあの優しいマイヤーであったこと、いくつもの点が線で結び合わされた瞬間、この事件は、単なる謀殺罪被告事件を超えて、いまだ過ぎ去ることのないドイツの過去の戦争責任を浮き彫りにし、それを問い質すべき歴史の裁判へと変容し始めました。

しかし、なぜコリーニは父親の復讐のためにハンス・マイヤーを謀殺する必要があったのでしょうか。ドイツの裁判所にマイヤーを告発することもできたのではないでしょうか。疑問に思ったライネンは、コリーニに尋ねます。すると、コリーニは1969年にドイツの裁判所に告発し、受理されたが、ほどなくして捜査が打ち切られたことを打ち明けます。コリーニは逆にライネンに尋ねます。「なあ、弁護士さん。なぜ捜査は打ち切られたんだ。教えてほしい」。ライネンはそれを調べる中で、1968年5月に連邦議会で可決された1つの法律にたどり着きます。秩序違反法施行法がそれです。この法律のなかに、刑法50条2項（当時）に、真正身分犯の共犯のうち、身分のない者の刑を必要的に減軽する規定を導入する刑法の一部改正規定が入っていました（いわゆるドレーアー法）。モンテカティーニの村人の虐殺行為は、下劣な動機から行われた謀殺罪です。その実行を親衛隊将校のマイヤーに命じたのはナチ党と軍です。謀殺罪の正犯はナチ党幹部であり、マイヤーはその幇助犯にあたります。ただし、捜査の過程で、マイヤーは上官の命令を受けて謀殺罪を幇助しただけで、決して下劣な動機から行ったのではなかったと判断されました。それを踏まえて、マイヤーの謀殺幇助の処断刑が減軽され、それを基準に公訴時効を算定した結果、マイヤーの時効は15年で、降伏の日から数えてすでに1960年5月8日で完成していたことになりました。マイヤーの捜査が打ち切られたのは、秩序違反法施行法による刑法50条2項（当時）の改正があったからです。

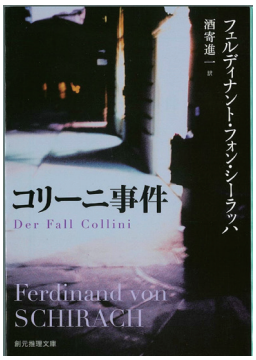

『コリーニ事件』（創元推理文庫）
フェルディナント・フォン・シーラッハ著
酒寄進一訳

ナチ親衛隊のイタリア人虐殺に「裏口恩赦」を与えながら、父親の復讐のためにマイヤーを殺害したコリーニを謀殺罪で裁けるのでしょうか。映画の最後は、コリーニ自身が判決公判の前日に命を絶ったために、被告人不在を理由に裁判の打ち切りが宣告されるシーンで終わります。正義とはいったい何でしょうか。映画『コリーニ』の問いは、その1点に集約されます。この映画の劇場用プログラムの作成に携われたことは、私にとって非常に有意義な経験でした。

（ほんだ　みのる・刑法）

Departure 出発

感謝を胸に

山本　和輝　*YAMAMOTO Kazuki*

授業担当講師の時代を含めると、11年間、立命館大学で過ごしてきましたが、2020年4月より、東京経済大学現代法学部に赴任することとなりました。この日を迎えることができたのは、学生生活の中で、多くの方々から支援を受けることができたおかげだと思っています。

まず、大学院時代の恩師である安達光治先生には、折に触れて、ドイツ語を基礎から徹底的に叩き込んでいただいただけでなく、様々な刑法理論の思想的背景を教えていただきました。安達先生から学んだことの数々は、私にとって貴重な財産です。また学部ゼミ時代の恩師である嘉門優先生には、研究者としての心構えを教わりました。嘉門先生は、積極的に研究会に参加し、他大学の先生にも教えを乞うことの大切さを教えて下さりました。私にとって恩師にあたる二人の先生以外にも、学部ないし大学院の授業でご指導いただいた浅田和茂・松宮孝明両先生をはじめとする刑事法分野の諸先生方のお世話になりました。刑事法分野以外では、法哲学の平野仁彦先生には、修士論文及び博士論文の審査において法哲学の知見からご意見をいただきました。また西洋法制史の高橋直人先生には、法史学的な研究方法についてご教示いただく機会があり、得難い財産となりました。ここには名前を挙げられなかった先生方にも大変お世話になりました。

また、大学院での生活の中で、優秀な先輩・同期・後輩に恵まれたことも私にとっては幸運なことでした。特に同門である佐竹宏章さんとの日常的な議論は、私の思考を深めるうえでとても重要な役割を果たしていました。現在も定期的に研究会を開き、研究のアイデアなどを気兼ねなく相談できる関係にあることにとても感謝しています。また、市川啓先輩、学部ゼミの同期であった孫文さん、清水拓磨さんなどにもお世話になりました。さらに私の場合、研究科を超えた交流があったことも、研究者としての視野を広げるうえで重要でした。特に社会学研究科の西野勇人さん（現・東日本国際大学専任講師）、先端総合学術研究科の中村亮太さんとの交流を通じて、他分野からは法学がどのように見えるのかを意識するようになりました。

これらの多くの方々からいただいた御恩を胸に、今後も研鑽を重ねていきたいと思います。最後に私事で恐縮ですが、研究の途を支えてくれた父・母・弟、そして今年5月に亡くなった祖父に感謝の言葉を捧げ、終わりの言葉としたいと思います。

（やまもと　かずき・刑法）

Departure 出発

長風破浪会有時

朱　省志　*ZHU Xingzhi*

2014 年 9 月、私は中国人民大学法学院と立命館大学大学院法学研究科との交流協定によって短期留学生として初来日しました。短期間でしたが、私は立命館の清新な気風に惹かれ、中国人民大学の修士課程を修了後、2016 年 9 月に立命館大学大学院法学研究科の博士課程後期課程に進学し、2019 年 9 月に博士号を取得後、2020 年 3 月に中国広東省（広州市）の広東技術師範大学法学部に専任講師として着任しました。

私は秋に立命館の学びの門を叩き、秋に立命館を卒業しました。私の記憶には衣笠キャンパスはいつも金木犀の香りに包まれ、そして、振り返れば、立命館での日々が目に浮かんで来ます。短期留学の際、岸本雄次郎先生のご指導のお陰で、私の日本語での研究能力は格段に飛躍しました。また、岸本先生のご紹介のお陰で、当時博士課程後期課程に在籍する李娜先輩と知り合うことになり、博士課程後期課程の進学に関する情報を色々とご教示くださり、その後、立命館への入試の際には大変助かりました。

また、出口雅久先生とのご縁も短期留学の時に始まりました。当時、私と共に人民大学から来た短期留学生の蘇暁さんの指導教官が出口先生であったわけですが、蘇暁さんの紹介により、私は出口先生の民事訴訟法ゼミに参加しました。そして、ついには出口先生の影響で立命館に進学し民事訴訟法を専攻するに至りました。その当時から今までずっと出口先生には大変お世話になっております。この場を借りて改めてお礼を申し上げます。

立命館に進学後、私は加波眞一先生の指導の下で博士論文の執筆を始めました。私たちはいつも朱雀キャンパスの学生面談室で論文指導を行いながら歓談していました。加波先生は大阪に住んでいるにもかかわらず、いつも時間通りにお見えになり、また、親切かつ丁寧で、まじめですが常に笑顔で私を指導し、時にはご自身の経験談もシェアして煮え切らない私を激励してくださいました。加波先生のご指導のお陰で私は充実した研究生活を送り、順調に博士論文を完成させることができ、心から感謝の意をここに刻みたいと申し上げます。加波先生の真摯に論文指導をする様子が今も忘れられません。私は今後とも先生の研究精神を継ぐ学問の道に進みます。

留学 3 年間、私はほぼ毎日、究論館の研究室に通い詰めました。毎晩、究論館の閉館時間にドアや廊下で出会うのはいつも見知っ

た数人の顔です。他研究科の方で名も分かりませんでしたが、出会った際の会釈はお互いにとっての最高の支えに思えました。

ところで、2017年8月、修了生の張挺先輩が平井嘉一郎海外研究者支援奨励賞を受賞したことを契機として私は二宮周平先生や張挺先輩、徐文海先輩と知り合うことになりました。当時、私はちょうど将来に対する悩みや不安から苦悩している時期でしたが、二宮先生や先輩たちはいつも親身になって私の愚痴を聞いてはその都度、励ましてくださいました。また、日頃は、法学研究科の先生方、友人の野本貴さん、法学部共同研究室の畑千代さん、佐藤理英さん、赤塚みゆきさんたちに大変お世話になりました。改めて皆様にお礼を申し上げます。

今年は新型コロナウイルス感染症で日常も大変になっていますが、唐の詩人李白の詩「長風破浪会有時」に詠まれているように、長風が荒波を突き破る時はきっと来ます。互いに協力し合い、頑張れば早くきっと新型コロナウイルスを乗り切ることができると信じます。

（しゅ　しょうし・民事訴訟法）

Study Group 研究会

2020 年 2 月～ 7 月

■法学部定例研究会：

20 年　2 月　1 日　商法研究会:小野里光広氏「イギリス会社法における経営判断と誠実（good faith）基準」、中村康江氏「持分会社における社員の除名制度と『不正の行為』」

20 年　2 月 17 日　第 23 回最高裁研究会：Ian Forrester 氏「Brexit と EU 法に与える影響」

20 年　3 月 23 日　第 5 回民事法研究会：吉村良一氏「環境・公害法理論の発展における実務家と研究者の協働 — 四日市訴訟における共同不法行為論の展開を例に —」

20 年　3 月 25 日　第 24 回最高裁研究会：「『現代民主主義の構築における司法の役割と国民的基盤』研究の成果と課題 —『現代日本の司法 —「司法制度改革」以降の人と制度』の刊行を記念して」　渡辺千原氏「『現代日本の司法』から」、李建良氏「台湾における憲法訴訟の変遷及び変革」（解説・蔡秀卿氏）、金仁會氏「韓国司法改革の現況と課題」（解説・大久保史郎氏）、朱曄氏「中国司法改革の動向」＊李報告と金報告は文書報告

20 年　7 月 14 日　第 25 回最高裁研究会：大西祥世氏「憲法学と憲政」

Research Grant 科研費

2020 年度

基盤研究（B）　親の別居・離婚における子の権利保障システムの構築
研究代表　　二宮 周平

基盤研究（B）　公共政策におけるリスケーリング（政府間関係・行政単位の再編）に関する研究
研究代表　　徳久 恭子

基盤研究（B）　医療安全と紛争解決の有機的連携の促進のための複数領域による国際比較研究
研究代表　　平野 哲郎

基盤研究（B）　わが国における神経法学の基盤的研究 — 法学・医学・心理学の協働 —
研究代表　　山口 直也

基盤研究（C） 明治期の日本人留学生のドイツにおける法学博士学位の取得とその法史学上の意義
研究代表　高橋 直人

基盤研究（C） 欧州人権条約の国内実現における欧州人権裁判所による司法的外交の法的基盤
研究代表　德川 信治

基盤研究（C） 主観的リスクの現代的変容と保険カバーの法的対応
研究代表　竹濵 修

基盤研究（C） 会社訴訟のコーポレートガバナンスにおける役割の変容
研究代表　山田 泰弘

基盤研究（C） アクターの選好形成に係る中範囲理論を用いた地方政治の多様性に関する研究
研究代表　德久 恭子

基盤研究（C） アフロキューバ主義における混血アイデンティティの言説形成プロセスの解明
研究代表　安保 寛尚

基盤研究（C） 情報構造が量化解釈に与える影響についての理論的研究
研究代表　藏藤 健雄

基盤研究（C） 日本中世における法・裁判・紛争処理に関する再定位：中世法制史研究の基盤形成へ
研究代表　河野 恵一

基盤研究（C） ジェンダーレス時代における性被害と刑事的規制
研究代表　嘉門 優

基盤研究（C） ドイツにおける重罪合意罪（謀議罪）及び犯罪結社罪・テロ結社罪の歴史的展開と現状
研究代表　安達 光治

基盤研究（C） 算定コストを考慮した、知的財産権侵害に対する損害賠償の具体的な算定枠組みの研究
研究代表　宮脇 正晴

基盤研究（C） ウェストミンスター型制度・思想の日本への影響に対する解釈アプローチからの研究
研究代表　小堀 眞裕

基盤研究（C） 専門訴訟での規範形成過程とその制度的・人的体制の実証的・比較法的研究
研究代表　渡辺 千原

基盤研究（C） 労働法における憲法価値の実現に関する日独比較研究
研究代表　倉田 原志

基盤研究（C） 税務行政の国際化と情報通信技術の利用と納税者権利保護の新たな展開
研究代表　望月 爾

基盤研究（C）日本本土における米軍基地問題の史的展開 —「危険性」の変容と「同盟」強化
研究代表　吉次 公介

基盤研究（C）中国語教育のためのレアリア・文化語彙理解の基礎的研究
研究代表　中西 千香

基盤研究（C）政党多極化時代における憲法規範論としての「実効的な議会内野党」
研究代表　植松 健一

基盤研究（C）法人税法上の繰越欠損金の研究
研究代表　安井 栄二

基盤研究（C）締約強制論の射程とその限界
研究代表　谷江 陽介

基盤研究（C）効果的な権利保護と事案解明
研究代表　出口 雅久

基盤研究（C）ドイツにおける計画確定決定を争う訴訟の研究：都市計画争訟制度の整備のために
研究代表　湊 二郎

基盤研究（C）犯罪やテロ防止権限の不作為に関する国家賠償責任の日仏比較研究
研究代表　北村 和生

基盤研究（C）自由選挙の原則を理論的に再構成するための棄権の自由の再定義
研究代表　倉田 玲

基盤研究（C）性的被害に対する損害賠償請求権の消滅時効論 — 解釈論・立法論の現代化
研究代表　松本 克美

若手研究（B）子会社利害関係者の保護と親会社の責任
研究代表　清水 円香

若手研究（B）ポスト基礎付け主義時代におけるデモクラシーの行方：アゴニズムの民主主義論を中心に
研究代表　山本 圭

若手研究　不利益分配を合意する — 地方自治体における公共施設統廃合 —
研究代表　柳 至

研究成果公開促進費（学術図書）　議会制民主主義の現在 — 日本・イギリス
研究代表　小松 浩

立命館ロー・ニューズレター
第 89 号（2020 年 9 月）
編集：立命館大学法学会
ニューズレター編集委員会（法学部研究委員会）
発行：立命館大学法学会
〒 603-8577　京都市北区等持院北町 56-1
TEL：075-465-8177
FAX：075-465-8294
URL：http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/newsletterindex.htm